

令和 6 年 4 月 18 日

横浜市会議長

瀬 之 間 康 浩 様

基 地 対 策 特 別 委 員 会

委 員 長 青 木 亮 祐

基 地 対 策 特 別 委 員 会 中 間 報 告 書

本委員会の付議事件に関して、活動の概要を報告します。

1 付議事件

米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。

2 委員会活動実績

(1) 令和5年6月6日委員会開催

ア 令和5年度の委員会運営方法について

令和5年度の委員会運営方法について協議し、決定した。

イ 市内米軍施設の現況等について

政策局からの説明を聴取し、質疑を行った。

(2) 令和5年9月22日委員会開催

ア 市内米軍施設の現況等について

政策局からの説明を聴取し、質疑を行った。

イ 政府に対する要望活動について

要望活動の実施及び要望書の作成方法について協議し、決定した。

(3) 令和5年9月22日視察実施

以下の施設及び区域について、視察を実施した。

・鶴見貯油施設エリア1

・鶴見貯油施設エリア2

・瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック

(4) 令和5年12月4日委員会開催

ア 市内米軍施設の現況等について

政策局からの説明を聴取し、質疑を行った。

イ 政府に対する要望活動について

要望書（案）の内容について協議し、案のとおり決定した。

(5) 令和6年1月16日要望活動実施

要望書の内容に基づき正副委員長において要望活動を行った。

ア 外務省

（ア）対応者

深澤 陽一 外務大臣政務官

（イ）コメント（概要）

- ・日本における米軍の駐留については、地元の理解がなければ成り立たないと考えている。基地周辺にお住まいの皆様の御負担を軽減できるよう政府としてしっかりと取り組んでまいりたい。
- ・生活環境の維持向上に関しては、米側に対して様々な場面において、安全に配慮するよう求めていく。
- ・根岸住宅地区については、一日でも早く返還されるよう、外務省としてもしっかりとその責任を果たしていくとともに、池子住宅地区の飛び地については、防衛省とも緊密に連携し適切に対応していく。
- ・米軍の活動については、引き続き、得られた情報については適切にお知らせする。

イ 防衛省

(ア) 対応者

鬼木 誠 防衛副大臣

(イ) コメント（概要）

- ・根岸住宅地区においては、周辺住民の方々への安全対策等に十分配慮するとともに、土地所有者等に対し丁寧な情報提供に努めて原状回復作業を進めていく。また、早期返還、引渡しに向けて関連作業を進め、土地利用開始に影響を与えないよう緊密に調整しながら進めていく。
- ・旧上瀬谷については、引き続き、引渡し後の土地利用について不安がないよう調整の上、適切に対応する。
- ・米軍の運用には地元の御理解が必要不可欠であり、米側からお伝えできる情報が得られた時には、皆様にお知らせする。

(6) 令和6年2月7日委員会開催

ア 市内米軍施設の現況等について

イ 根岸住宅地区における跡地利用の推進について

ウ 旧深谷通信所の検討状況について

エ 旧富岡倉庫地区の跡地利用検討におけるサウンディング型市場調査（2回目）について

上記アからエについて政策局からの説明を聴取し、質疑を行った。

(7) 令和6年4月18日委員会開催

ア 市内米軍施設の現況等について

都市整備局からの説明を聴取し、質疑を行った。

イ 特別委員会中間報告書（案）について

本委員会の中間報告書（案）の内容について協議し、案のとおり決定した。

3 米軍施設の跡地利用の検討等について

（1）旧深谷通信所

深谷通信所跡地利用基本計画に基づき事業推進を図るため、公園、公園型墓園、道路等の各施設の検討を進めている。

（2）根岸住宅地区

令和元年11月15日に、早期の引き渡しに向け原状回復作業を速やかに実施するため、共同使用について日米合意され、今後の返還を見据えて令和3年3月に跡地利用基本計画が策定された。

（3）旧富岡倉庫地区

物揚場については、港湾局が臨海部の土地需要や開業した南部市場の動向を見極めながら、臨港地区にふさわしい土地利用を検討している。野積場については、現在の跡地利用基本計画を基に国有地の払下げ条件や、当該地を取り巻く状況なども踏まえ、様々な観点から新たな方策も含めて検討していく。

（4）池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地

飛び地を地元の方から強い要望のある災害時の避難場所として、発災時に速やかに出入りができるよう、国と調整していく。

4 委員会及び視察を通じた委員意見概要

（1）基地対策全般について

- ・米軍基地内で勤務している日本人従業員の安全・安心をしっかりと守つていけるための対策を講じるよう、本市から国に求めるべきである。
- ・基地の返還を求めていくことは大前提だが、防災・減災に資するための現実的な議論もされてきたため、本市の有事の際に、市民の財産・命を守るという視点についても今後検討を続けるべきである。

（2）返還方針未合意施設について

ア 鶴見貯油施設

- ・地域住民の安全と基地に対する安心の意識を高めていくためにも、発災時における安全対策については着実に行うべきである。また、こうした危険物を取り扱う施設については、安全に配慮した運用を行うよう国に対して要請すべきである。

イ 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック

- ・本市として根気強く国及び米軍に対して情報提供を求めていくべきであるが、基地機能強化が早期返還のための足かせになってしまっては基地の返還が遠のいてしまうため、改めて基地の返還については要望し続けていくべきである。
- ・オスプレイに関しては様々な報道がされ、不安に思う市民の方々も多い。本市として正しい情報を積極的に国から収集し、市民へ提供する必要がある。
- ・本市として最も重要なことは市民生活の安全・安心を守ることであり、本市が主体的に適時適切な情報を求めていく姿勢を持つべきである。
- ・発災時に瑞穂ふ頭を拠点にする必要性が生じた際には、本市が主体的に瑞穂ふ頭を使用でき、支援物資の受入れなどが迅速に可能になるような体制を構築すべきである。
- ・市民の命と暮らしを守るという点で、これから部隊要員280人が増員される中、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックにどういったものが運搬され、どういう用途に使用されるのか注視していくべきである。
- ・「鹿児島県屋久島沖での米空軍オスプレイCV-22の墜落事故に係る要請」の内容に、安全が確認されるまでオスプレイの飛行を停止するなどの記載があるが、これまでも幾度となく事故を起こし、市民の不安も大きいため、これを機に瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックの返還に対しても市として強く要望をしていくべきである。
- ・屋久島沖のオスプレイ墜落事故を受けて、オスプレイの安全性が確認されるまで横浜市内、神奈川県内を飛行しないよう市長が先頭に立って要請すべきである。
- ・オスプレイの飛行に係る安全確保について、国に対していま一度要請を強

くしていくべきであり、飛行ルートについてもしっかりと確認をし、横浜市民、神奈川県民及び日本国民の暮らしと生命を守るべきである。

- ・屋久島沖でのオスプレイの墜落事故等のような市民の暮らしを脅かすような事態が起こる根本原因は、基地がいまだにこの横浜市内に存在することであり、基地の返還による根本的な原因の除去について、横浜市が先陣を切って国に要請していくべきである。
- ・市民に一番近いところで情報提供をすることが基地対策特別委員会の任務である。情報を知らないことが市民の不安につながるため、正確な情報をしっかりと提供していくべきである。
- ・土地利用規制法の候補地になったことを市民にしっかりと知らせる必要がある。こういった情報は速やかに提供してもらうべきであり、得られた情報は速やかに市民に公表するべきである。
- ・瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックは自然災害の際の拠点として極めて貴重な埠頭機能であり、いざというときにしっかりと連携が取れるよう日頃から準備しておく必要がある。災害時の初動における公助が重要であり、本市としてもしっかりと検討しなければならない。
- ・災害対応において本市災害対策本部と基地対策課及び米軍が適切に連携し、情報の錯綜が起こらないようにすることが初動期において重要である。直下型地震が発生した場合、海上輸送が重要になると考えられるため、この点は確認が漏れることのないように米軍としっかりと連携を取るべきである。
- ・瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックに配備される部隊要員280名がどこからの配備なのか、国にきちんと確認し、本市としてもその情報を把握しておくべきである。本市として目指している基地の早期返還と正反対の状況にならないよう、きちんと意思表示をする必要がある。
- ・瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの新編の部隊の常駐は、基地の早期返還を遠のかせる事実であり、新部隊の配備については改めて撤回を求めるべきである。

(3) 跡地利用について

ア 根岸住宅地区

- ・根岸住宅地区の返還方針が合意されていて土壤調査等も行われている中で、

今後の計画等の市民への適切な情報提供も併せて行っていくべきである。

- ・現在残っている形質変更時要届出区域について、返還後に受け取った側が汚染の除去等の処理をする前提で今後協議をし、返還の事務を行うとのことだが、汚染の除去やその費用負担について適切に対応してもらえるよう国に交渉していくべきである。
- ・換地後の土地をどのように活用していくか想定しながら計画を立てていくことが、土地区画整理事業において大切であり、根岸住宅地区においては、市立大学の計画と土地区画整理の計画のスケジュール感を上手く一致させていくことが重要である。
- ・土地区画整理事業により換地処分が終わって土地利用が始まってくると、接收地が元々どのような土地だったのかということが忘れ去られる可能性がある。接收地がどのような歴史を辿ってきたのか示す遺産を残す方法について、土地区画整理の事業の中で検討していくべきである。
- ・市立大学病院及び医学部の施設状況改善の計画に影響が及び市民の不利益につながることのないよう、本市として責任を持って目に見える計画を進めて行くべきである。
- ・市立大学病院及び医学部の研究施設の機能として、市内全ての病院との連携により人材の確保や様々な医療課題に取り組む中でのデータ集約・研究を行い、市民への医療提供に寄与できる施設を目指すべきである。
- ・市立大学病院及び医学部の移転場所及び医療提供体制については、医療需要を十分に踏まえ、市立大学の関係者や医療局とも綿密に調整し、検討していくべきである。
- ・土地形状の特色や市立大学のビジョンを勘案し、広い視点で長期的な展望による議論をしていくべきである。

イ 旧富岡倉庫地区

- ・旧富岡倉庫地区は物流施設や衛生研究所などに近接しているため、様々な活用用途が考えられるが、敷地へのアクセス道路が非常に狭隘であるため用途が制限されてしまう。そのため、道路を拡幅して可能性を広げることも検討していくべきである。
- ・地元の意見を事業の実施主体へ密に伝達し、地元の方に喜ばれる開発にな

るよう局として努めていくべきである。

- ・跡地利用基本計画について、幅広い議論によりニーズに沿った幅広い改定を行うべきである。
- ・地域住民からの意見が一番重要であり、連合町内会の会長等だけでなく、直接住民から広く意見を聞く機会を設けるべきである。
- ・敷地全体を一つの用途に当てはめようとすると非常に制限が大きい。例えば部分利用や暫定利用、あるいは分割利用など流動的な活用方法についても検討すべきである。

5 別添資料

横浜市内米軍施設に関する要望書

6 まとめ

横浜市会は、第二次世界大戦後に進駐した連合国軍により港湾施設や中心市街地などが広範囲にわたり接収されて以来、横浜市民共通の念願であり、市政の重要な課題である市内米軍施設の早期返還に取り組み、これまでに多くの返還を実現してきた。

平成16年の返還合意以降、平成26年6月には深谷通信所、平成27年6月には上瀬谷通信施設の返還が実現し、令和元年11月には根岸住宅地区について、土地所有者の方々に早期に引き渡し、跡地が利用できるようにするための原状回復作業を速やかに実施するため、共同使用の開始が日米合意された。しかし、横浜市内には今なお4施設、約150ヘクタールに及ぶ米軍施設が存在し、市民生活に多大な負担をかけるとともに、まちづくりにも大きな制約を与えていた。

一方で返還が実現された旧深谷通信所については、深谷通信所跡地利用基本計画に基づき事業推進を図るため、公園、公園型墓園、道路等の各施設の検討を進めている。

根岸住宅地区については、戦後70数年にわたり土地が使用できなかった民有地の地権者や、不便を強いられてきた周辺住民等の想いを汲み、返還後速やかに跡地利用ができるよう令和3年3月に跡地利用基本計画が策定された。

また、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックなど、返還方針が合意されていない施設についても、速やかな返還の実現に向けて取り組む必要がある。

1月には政府に対して、横浜市民の長年にわたる負担を早期に解消し、返還後の跡地の管理や利用においても新たな負担を生じさせないため、市内米軍施設の返還と跡地利用の促進及び横浜市民の基地負担の軽減に向けて要望を行った。

今後も横浜市会としては、市内米軍施設の早期全面返還、返還後の跡地利用の促進及び米軍施設とその周辺の安全対策の徹底などを図るために、引き続き国に対して働きかけを行うなど、積極的かつ継続的に活動していくべきである。

○ 基地対策特別委員会名簿

委員長 青木亮祐 (自由民主党)
副委員長 渡邊忠則 (自由民主党)
同 山田桂一郎 (日本維新の会)
委員 遊佐大輔 (自由民主党)
同 横山正人 (自由民主党)
同 横山勇太朗 (自由民主党)
同 竹内康洋 (公明党)
同 福島直子 (公明党)
同 荻原隆宏 (立憲民主党)
同 高田修平 (立憲民主党)
同 宇佐美さやか (日本共産党)
同 こがゆ 康弘 (民主フォーラム)

横浜市内米軍施設に関する要望書

令和 6 年 1 月

横浜市会

横浜市会は、第二次世界大戦後に進駐した連合国軍により、市の中心部や港湾施設などが広範囲にわたり接収されて以来、横浜市民共通の念願、市政の重要課題として市内米軍施設の早期返還に取り組み、これまでに多くの返還を実現してきました。

平成26年の深谷通信所に続き、27年には上瀬谷通信施設の大規模返還が実現し、令和元年11月には、根岸住宅地区について、土地所有者への早期引渡し及び将来の土地利用を目的に共同使用が合意され、現在、原状回復作業が行われています。

しかし、横浜市内にはいまだ約150ヘクタールの米軍施設が存在し、市民生活に多大な負担をかけるとともに、まちづくりにも大きな制約を与えています。

については、横浜市民の長年にわたる負担を早期に解消し、返還後の跡地の管理や利用においても新たな負担を生じさせないため、横浜市内米軍施設の返還と跡地利用の促進、並びに、横浜市民の基地負担の軽減に関し、次の事項の実現を強く要望します。

令和6年1月16日

外務大臣 上川陽子様
財務大臣 鈴木俊一様
国土交通大臣 斎藤鉄夫様
防衛大臣 木原稔様

横浜市会議長

瀬之間 康浩

I 市内米軍施設の返還と跡地利用に関する要望

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還の促進

(1) 平成16年10月に返還方針が合意されている施設・区域の返還

平成16年10月に、日米合同委員会において市内米軍施設6施設・区域を対象に返還の方針が合意された。その後、横浜市会による政府に対する要望等により、27年に上瀬谷通信施設が返還され、4施設・区域の返還が実現した。引き続き、残る根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地の2施設・区域について速やかな返還を実現すること。

根岸住宅地区については、既に米軍関係者の居住はなく、跡地利用検討が本格化している。令和元年11月には、日米政府間において、原状回復作業を実施するための共同使用が合意され、令和2年6月から作業が開始されている。この状況を踏まえ、本市は令和3年3月に「根岸住宅地区跡地利用基本計画」を策定し、跡地利用検討を進めている。引き続き、迅速かつ適切に原状回復作業を実施するとともに返還に向けた手続きを進めること。

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地については、返還への働きかけを強化すること。

(2) 返還合意施設以外の施設・区域の返還促進

返還合意施設以外の瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック、鶴見貯油施設、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域、小柴水域の早期全面返還を促進すること。

特に瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックについては、令和5年4月に小型揚陸艇部隊が新編されたが、横浜港の中心に位置し活力ある横浜を担う大きなポテンシャルを有していることから、また、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域については、住宅等建設が取り止められたことから、返還に向けた具体的な検討を行うこと。

2 民間土地所有者への配慮

民間土地所有者の抱える課題・要望（土壤汚染等に対する懸念や土地の原状回復の取り扱いなど）を把握し、返還後の土地利用等に支障を来たさないよう、適切な対応に努めること。今後返還が予定されている根岸住宅地区については、引き続き、迅速かつ適切な原状回復作業を実施し、実施状況や内容などについて、地権者ときめ細かな協議・打合せを行うとともに、原状回復作業で影響が及ぶ周辺住民への丁寧な周知を行うこと。あわせて、返還・引き渡し後、地権者が土地活用を円滑に行えるよう、接收・提供を要因としたさまざまな問題を国が主体となって解決すること。

また、旧上瀬谷通信施設の民有地については、土地利用等に不安がないよう、丁寧な対応を行うこと。

3 跡地の適正管理と実態把握

返還後の跡地については、跡地における事業実施までの間の防犯・火災予防等に万全を期すこと。また、旧深谷通信所等における土壌、工作物等については、その措置について、地域住民に対して丁寧な説明を行うとともに、今後の利用の支障とならないよう国による撤去費用の負担など適切な措置を講じること。また、旧上瀬谷通信施設については、砲弾が発見されていることから、調査費の負担など必要な措置を講じること。

4 返還国有財産の優遇処分

戦後の接收以降、横浜市民は多大な負担を被ってきており、そのような経緯を踏まえ、返還国有地については、横浜市に対して無償による譲与を行うなど土地処分におけるさらなる優遇措置を講ずること。

特に広大な国有地を有する旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設及び根岸住宅地区の処分条件について配慮すること。

5 跡地利用に対する支援

旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設及び根岸住宅地区はあわせて約360ヘクタールと広大な面積を有していることから、首都圏の活性化に資する跡地利用を実現するため、関連する道路整備なども含め、本市が実施する事業に対する財政支援など特段の配慮と支援を行うこと。

さらに、これまで米軍施設により制限されてきた基盤整備の促進に資するよう、本市の旧上瀬谷通信施設における2027年国際園芸博覧会の開催に対して、引き続き、国として協力を行うこと。

6 根岸住宅地区に囲まれた日本人居住者への適切な対応

根岸住宅地区に囲まれた土地に横浜市民の方々が居住されており、様々な制約を受けている。施設・区域の提供に起因する生活環境の維持については国の責務であることから、返還・引き渡し後の生活環境の維持を含め、居住者の声を十分聞き、適切な対応を行うこと。

II 米軍施設周辺の生活環境の維持向上に関する要望

1 米軍施設及びその周辺における安全対策の徹底

横浜市民の安全・安心な生活を確保するため、安全対策の徹底を図るとともに、米軍施設で働く日本人従業員の安全・安心の確保にも努めること。

また、訓練を行うにあたっては、基地周辺住民に十分配慮するとともに、不安を与えないようにすること。

さらに、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの小型揚陸艇部隊の新編に伴い、市民生活の安全・安心等に影響を及ぼすことがないよう万全な対策を実施すること。

2 米軍に対する環境関係法令の適用

基地内で環境汚染が発生すると、地域住民の健康や周辺の環境に大きな影響を与えるおそれがある。基地内及び基地周辺の生活環境の保全及び安全確保のため、米軍においても生活環境の保全に関する国内法令が遵守されるよう、早急に日米地位協定を見直すこと。

3 災害対策への協力

災害の発生に際して、本市と在日米海軍及び在日米陸軍が交わした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」と「消防相互援助協約」を踏まえ、本市の災害対策への協力をを行うとともに、適時・適切な情報提供に努めること。

4 米軍人等に対する教育等の徹底

横浜市内において米軍人等による犯罪や迷惑行為等による大きな問題は発生していないものの、国内では依然として悪質な事件が発生している。

市民生活に不安を与えないよう、引き続き、教育・研修に努め、実効性のある対策を講じ、事件等が発生しないよう努めるとともに、その具体的な対策等について情報提供を行うこと。

5 適時・適切な情報提供

米軍基地に係る問題は、市民にとって大変重要な事柄であり、市民生活の安全・安心に関わるものである。近年では、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの小型揚陸艇部隊の新編や、複数のオスプレイの駐機、米艦船の市内民間施設への着岸が散見されることもあり、市民に不要な心配をおかけすることのないよう、説明責任を果たすために、なお一層、適時・適切な情報提供に努めること。

資料1 横浜市内米軍施設区域位置図

横浜市内米軍施設区域位置図

凡例

施設	土地区分
提供中施設	国有地
返還済施設	民有地 市有地

旧上瀬谷通信施設 242ha

27年6月 返還



国有地(45%):110ha
民有地(45%):110ha
市有地(10%): 23ha

旧深谷通信所 77ha

26年6月 返還



国有地(100%):77ha

旧富岡倉庫地区 3ha

21年5月 返還



国有地(100%):3ha

根岸住宅地区 43ha

返還方針合意
(返還に向けた共同使用開始)



国有地(64%):27ha
民有地(36%):16ha
市有地(0%): 0ha

瑞穂ふ頭/横浜
ノース・ドック

52ha



国有地(81%):43ha
民有地(12%): 6ha
市有地(7%): 3ha

鶴見貯油施設 18ha



民有地(100%):18ha

小柴水域 42ha

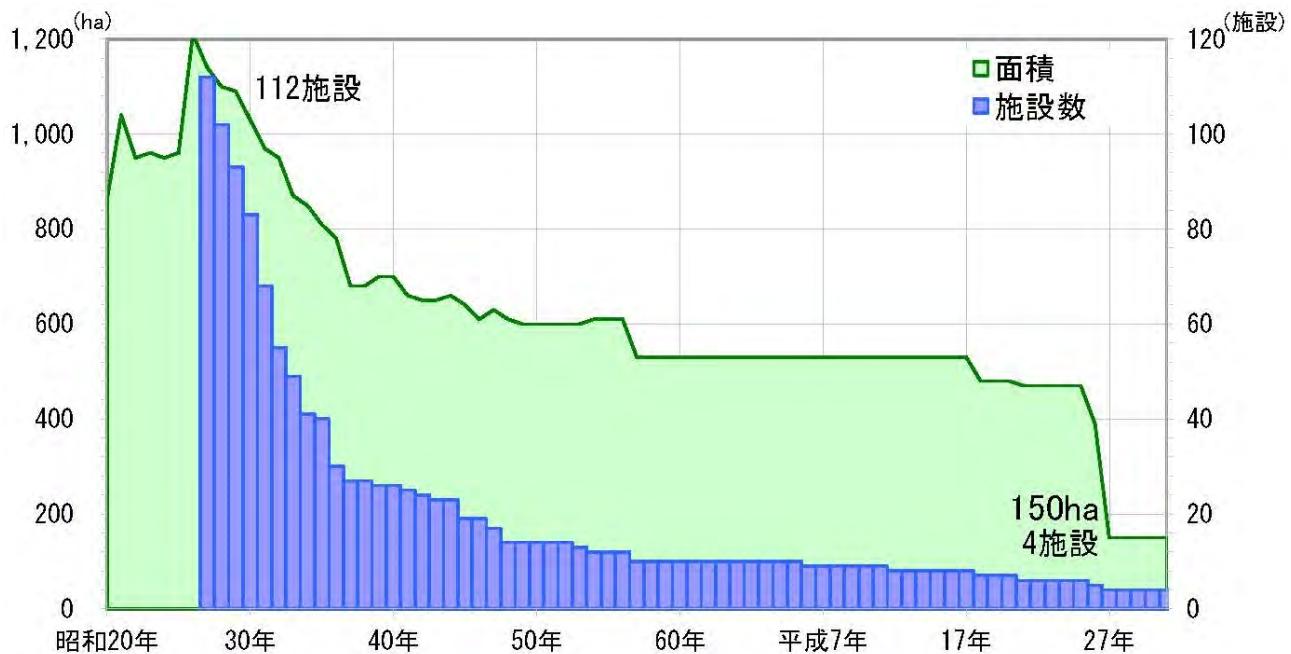
池子住宅地区及び
海軍補助施設 37ha

返還方針合意
(一部(飛び地)返還(1ha))



国有地(99%):36ha
民有地(0%): 0ha
市有地(0%): 0ha

資料2 横浜市内米軍施設の面積・施設数の推移



※現在、上記のほかに小柴水域、横浜ノース・ドック専用水域がある。